

## 5. 年金と医療

5-7

### 福祉給付金の制度を利用したい

70歳以上の高齢者が寝たきりや認知症になって3ヶ月以上になる場合などに、医療費が助成される福祉給付金の制度があります。

#### 対象者

市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者または70歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

- 1 障害者医療費助成又はひとり親家庭等医療費助成の受給要件該当者
  - 2 3カ月以上ねたきり又は認知症が継続している方で、本人の所得が特別障害者手当受給限度額以下の方
  - 3 精神措置入院、結核措置入院等該当者
  - 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、本人、配偶者及び扶養義務者の所得が障害児福祉手当受給限度額以下の方
- 対象になるかどうか、細かい要件がありますので、あらかじめ区役所保険年金課または支所区民福祉課へお問い合わせください。

お問合せ先

**西区役所 保険年金課 保険係**

TEL.(052)523-4544 FAX.(052)523-4559

**山田支所 区民福祉課 保険係**

TEL.(052)501-4935